

平成 20 年 4 月 4 日
株式会社 高島屋

移転価格税制調査の結果について

当社は、昨年 8 月より実施された大阪国税局による移転価格税制の調査の結果、当社海外子会社であるタカシマヤ・シンガポール・リミテッド（以下、「タカシマヤ・シンガポール」）に対する商標使用料等の過年度分が未徴収であるとの指摘を受け、本年 4 月上旬（予定）に修正申告を実施いたします。修正申告を行う所得金額は 2 億 9 千 5 百万円で、納税金額は 9 千 4 百万円となります。

尚、当社は、タカシマヤ・シンガポールの経営が安定した時点より商標使用料等を徴収するとして、平成 16 年度の法人税定期調査において国税当局に説明した経緯がありました。平成 19 年度に至り、同社の累積損失解消の目処が立ったので、平成 19 年 3 月より徴収を開始しましたが、国税当局は今回、移転価格税制に則り、過年度分が未徴収であるとして、課税を求めてきた次第です。

<修正申告の内容>

- 課税内容：タカシマヤ・シンガポールに対する商標使用料等
- 対象期間：平成 13 年 3 月～平成 19 年 2 月（6 年間）
- 所得金額：2 億 9 千 5 百万円
- 納税金額：9 千 4 百万円（過少申告加算税を含む）
- 納税予定日：平成 20 年 4 月上旬（予定）

当局とのかかる見解の相違はありましたが、上記のとおり修正申告を実施いたします。

以 上